

# 他用途利用米の生産と流通動向

——北海道を中心として——

三ツ木 芳夫

Trends in the Production and Distribution  
of Processed Rice in Hokkaido

Yoshio Mitsugi

- Iはじめに
- II他用途利用米をめぐる諸事情
  - 1. 他用途利用米制度とはなにか
  - 2. 他用途利用米制度導入をめぐる背景と事情
- III他用途利用米の生産と流通の仕組み
  - 1 生産と流通の仕組み
  - 2 実需者と変形加工工場
- IV道内における他用途利用米の生産と流通動向
  - 1 生産動向
  - 2 流通動向 (1) 北海道における集荷業者  
(2) 北海道における実需者団体
  - 3 他用途利用米の移出先
  - 4 62年産他用途利用米の生産予定
- Vむすびにかえて

## Iはじめに

周知のように北海道において、本格的な米作りが開始されるに至ったのは、明治の中期以降である。その後の米作りの変遷は、耐冷性品種改良・耕作技術の改善と普及・土地改良等を積み重ね、遂には収穫高・生産性・所得の面でも全国一となつた<sup>(1)</sup>。その反面、昭和44年以降米の過剰とともに生産調整が進められ、北海道の米に対して昭和50年代には5割もの減反の傾斜配分を強いられることとなつた<sup>(2)</sup>。さらに昭和58年～59年にかけては、昭和55年に始まる4年連続の不作による著しい在庫不足、それにともなう59年産米の需給逼迫、また臭素米問題に端を発した加工原材料用の米不足、さらにその補填として韓国に以前貸し付けていた米の現物返還要請が米の輸入問題としてマスコミに取り上げられたこと等、米をめぐる事情は目まぐるしく変転した<sup>(3)</sup>。こうした状況の中で加工原材料用の需要については国内生産で対応することとし、59年度からの水田利用再編第3期対策の一環として他用途利用米制度が導入されることになった。しかしながら、他用途利用米導入には問題もある。主食用米と比較して他用途利用米の生産と流通は、その価格が大きいことがひとつ。また転作の中で他用途利用米生産を行うのであるから、他の転作作物との収益バランスも考えなければならないこと等基本的問題が指摘されている<sup>(4)</sup>。こうした問題を有する他用途利用米が道内において定着していくのであろうか。

以下、本稿では、北海道のかかえる基本的問題を背景としつつ、最近の米をめぐる諸事情を踏まえて、昭和59年度からの水田利用再編対策の重要な柱の一つとして打ち出された他用途利用米を取り上げ、他用途利用米制度導入の趣旨とその背景にある諸事情、道内における他用途

利用米の生産と流通の仕組み、さらにそれぞれの動向（昭和59年～61年～61年を中心とする）を明らかにし、あわせて、第3期対策期間が過ぎた今、他用途利用米導入において基本的な問題をのりこえてどのように他用途利用米が道内で定着していったかを論じていくこととする。

注(1) 高倉新一郎・関秀志『北海道の風土と歴史』山川出版、1977、210ページ。

また、北海道稲作の歴史的展開を端的にまとめたものとして、大前博亮氏の論文で「地域農業の展開に関する経営経済的基礎研究」（『北見大学論集』第10号、1983）がある。大前氏は次のように歴史区分をしておられる。稲作前史（～明治25年）、形成期の稲作（明治中期～大正中期）、稲作の拡大期（大正中期～終戦）、戦後の稲作（同論文、20～41ページ参照）。

(2) 北海道新聞（朝刊）、1984・7・23参照。

(3) 4年連続の不作の影響をみると、昭和55年は全国的大冷害による作況指数87という不作の年となった。56年・57年は作況指数96で不作。58年は冷害・日照不足・病虫害による不作で作況指数は96。この年は北海道では昭和55年を上回る冷害で不作の年であった（中山昇「最近の米穀事情」田中勉『米穀の流通と管理』地球社、1985、358ページ）。

(4) 桜井倬治「他用途利用米の経済学」（山田・桜井『コメの経済学』富民協会、1984）183～184ページ。

## II 他用途利用米をめぐる諸事情

### 1. 他用途利用米制度とはなにか

他用途利用米に関する事情を考察していく前に、他用途利用米とはどのようなものかを説明しておくことにする。

他用途利用米とは、主食用以外の用途のうち、従来国の過剰米の処理対象となっていた加工原料用（みそ・せんべい、米穀粉等）の米穀として、食糧管理制度の枠の中で生産者と実需者相手との流通契約に基づいて生産ならびに流通が行われる米穀をさしている。もちろん、国内において一定量の加工原材料等の米の需要は継続していること、主食用よりも供給価格が低いということが前提となっている。<sup>(1)</sup> ここでいう他用途利用米の実需者であるが、これは米穀の加工または米穀を原材料もしくは材料とする製品の製造を業とする者で農林水産大臣が指定する者をさしている。具体的には、他用途利用米の供給を受けるに適当であるものとして食糧庁長官の認定を受けた者をさしており、たとえば以下に掲げる者をいう。

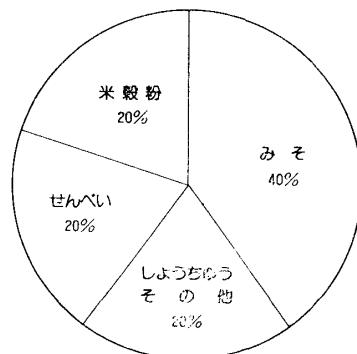
- ア. みそその他米穀を原料とする調味料の製造を業とする者
- イ. 米穀粉、アルファ化米粉その他これらに類するものの製造を業とする者
- ウ. 米菓その他米穀を原料又は材料とする菓子の製造を業とする者
- エ. ショウチュウその他米穀を原料とする酒類（清酒を除く）の製造を業とする者
- オ. ア～エまでに掲げる者のほか、米穀の加工等の業であって、農林水産大臣が適当と認めるものを業とする者<sup>(2)</sup>等をさして実需者と定義している。

加工原材料米穀の年間需要量は、およそ27万トンであり、その用途別内訳は図1のとおりである。

図1によると原材料米穀の40%を占めているのはみそである。あとの60%を米穀粉・せんべい・ショウチュウその他が等分している。ここで、みそ業界の実情に若干ふれてから、他用途利用米の問題を検討することにしよう。

みそ業界における加工原材料米穀は、昭和45年以来過剰米

図1 原材料用米穀の用途別内訳



資料：農協米穀対策中央本部「他用途利用米へのとりくみ」より。

表1 みそ生産並びに使用原料推移

年	生産量 (千トン)	原 料 使 用 量 (千トン)							
		大 豆				米	精 麦	食 塩	コーン ミール
		輸 入	国 産	計	脱 脂				
45	552	162	15	177	4	93	19	75	4
46	561	167	13	180	4	91	20	76	4
47	573	173	12	185	3	96	22	78	2
48	590	182	11	193	3	101	24	80	1
49	587	181	10	191	2	102	22	80	0.5
50	561	168	11	179	1	98	22	75	0.2
51	573	168	14	182	1	100	23	76	0.8
52	572	175	9	184	1	100	24	74	0.3
53	567	175	7	182	1	102	23	77	0.3
54	568	164	17	181	1	104	23	72	0.2
55	579	163	21	184	0.6	106	24	73	0.1
56	576	168	14	182	0.5	104	25	71	0.1
57	572	160	20	180	0.5	104	25	70	0.1

資料：田中勉監修『米穀の流通と管理』地球社、312ページ（原典は「食糧庁調査」による）。

処理の一環として行われている破碎精米に依存してきた。ところが米がすでに破碎されているために洗米工程でのロスが大きく、また通常の精米に比べて蒸煮工程や製麺工程でも扱いが困難となってくるなどの理由から最近では、値段と品質を考えて特定米穀に一部依存するみそ製造企業も増えてきているようである。しかし、この業界にとって最大の問題は、消費量が伸展していくことである。

表1をみると、昭和51年以降のみそ生産量はおよそ57万トン前後であり、人口が年々増加していることと考え合わせると、みその消費量が減少傾向にあることが理解できよう。

その理由としては、国民の食生活が洋風化し多様化して米の消費量が減少したこと、それについてみそ消費量も減退していること等があげられよう。また「飽食の世代」を反映してか、他食品との競争も激化し、みそ汁のみそ消費拡大に固執しておられず、新たな料理や製品開発に目を注がなければならないのが最近のみそ業界の実情である<sup>(3)</sup>。

さて、他用途利用米制度の問題であるが他用途利用米はどのようにその制度化が推進されていったのであろうか。

食糧庁企画課『食糧管理の現状』によれば他用途利用米制度は、新たに主食用以外の用途向けの米の生産と流通の途を開いたものであり、また水田利用再編対策の円滑化を図り、水田のもつ高い生産力と国土保全機能を發揮させ、その有効利用を図るとともに、作付規模の拡大、多収技術の追求等を通じて、稲作の生産性の向上に貢献できるなど今後の農政の展開ならびに食糧政策上重要な意義を有するものと考えられている。実際、水田利用再編対策においては地域によって転作率が高くなっているところもあり、また他の作物の効率的栽培が土地条件のちがいから困難なところがあること等を考えいくと、転作の拡大にはどうしても限界がみられる。さらには、過剰米処理の終了にともない、過剰米による充当を受けてきた加工原材料用米についても新たな一定数量の供給が昭和60年度から必要となる。ところが国内の生産調整が行われている中で、供給を輸入に依存することはむずかしい。こうした事情を踏まえ、加工原材料の需要を対象として、他用途利用米の生産が行われるようになったのである<sup>(4)</sup>。

他用途利用米が実施されるにあたっては、次のように農政審議会で答申されている（昭和55年10月）。80年代の農政の基本方向、第3章2項、「米の需給均衡化と農業生産の再編成」の中で「米が主食用、工業用、飼料等幅広く需要に対応できるよう用途別に異なる価格を形成していくことについてあわせて検討することも必要となってこよう」として、主食用以外の米を考える方向にあることを示唆している。このような他用途利用米に関する農政審議会の答申を受けて、全国農業協同組合中央会は、昭和57年5月に「日本農業の展望と農協の農業振興方策」を打ち出し、他用途利用米導入による水田機能の有効活用についての議論を展開している。さらに昭和57年8月の農政審議会の報告によると、「米の他用途向けの生産については、水田のもつ高い生産力と国土保全機能を発揮させその有効利用を図ることができること、需給逼迫時には主食用に転換する可能性をもつことから食糧供給の安定に寄与できること、作付規模の拡大、多収技術の追求等を通じて稲作の生産性の向上に寄与できること」（同審議会報告の2『80年代の農政の基本方向』の推進について第4章2項「米の他用途利用」）と指摘されており<sup>(5)</sup>、以上のことから他用途利用米の生産とその制度化は農政上の問題として重要な意義をもつものと理解できよう。

次の節では他用途利用米制度導入をめぐって、制度化前の事情と背景をくわしく論述していくことにする。

## 2. 他用途利用米制度導入をめぐる背景と事情

近年、米の消費は年によって多少の変動が見られるものの減少傾向にあると言えよう。表2は食糧消費の動向を示したものである。昭和30年代～40年代にかけては他の食料を抜いて圧倒的に米の国民一人一年当たりの消費量は多かった。しかし、昭和50年代に入るとそれ以前と比べ、およそ20%近く米の消費量が減少した。55年度から58年度にかけては減少の傾向もいくぶんゆるやかとなってきた。しかしその反面、米に代って小麦、野菜、果実、肉類、牛乳及び乳製品等に消費量の増大傾向が見られる。最近では食生活の内容が豊富かつ多様化するとともに、從来ふえてきた肉類、由脂類等は横ばいに推移している。こうした米の消費量の変化は、サラリーマン世帯の食事が「朝はパン」「昼はメン類」「夜は飯」という言葉で示されるように、食生活の多様化が米の消費量減退に深く関係していると思われる<sup>(6)</sup>。このように米の消費量が減少していく中、一方では昭和55年以降不作が4年も続いた。

表3によれば、昭和55年から58年産米の総生産量の平均は、昭和51年から54年産米の総生産量の平均よりも約200万トンも減少している。また作況指数も100以下の数字であり不作を示していることがわかる。

こうした4年連続の不作は、昭和59年米穀年度に大きな影響を与えることとなった。すなわち、昭和59年度米穀年度では、4年連続不作のあおりを受けて次のような問題に直面した。

- (1) 端境期における需給操作の問題。
- (2) 臭素米問題と韓国米問題。
- (3) 他用途利用米の取扱いをめぐる問題、等であった<sup>(7)</sup>。

以下ではそれぞれの問題に説明を加えながら、他用途利用米制度が生成する背景と事情を明らかにしていくこととする。

- (1) 端境期における需給操作の問題

昭和58年から59年にかけて米をめぐっての事情には、大きな変化がみられた。すなわち、昭和55年から58年にいたるまで4年も連続して不作が続いたことを背景に、59年の端境期の需給操作が非常に困難と予想された。しかし5年続きの不作かと懸念されていたところ天候が回復

表2 食料消費の動向

	30年度	40年度	50年度	55年度	58年度 (速報)
米	kg 110.7	kg 111.7	kg 88.1	kg 78.9	kg 75.7
小麥	25.1	29.0	31.5	32.2	31.8
大・はだか麦	17.6	3.6	1.2	0.7	0.5
かんしょ	27.6	7.3	4.3	3.9	4.1
ばれいしょ	16.0	14.1	11.7	13.4	13.9
だいす	4.5	4.7	5.8	5.3	5.8
野菜	82.3	109.6	111.3	112.2	107.6
果実	12.3	28.5	43.0	39.2	39.2
肉類	3.2	9.2	17.9	22.5	23.8
鶏卵	3.7	11.6	14.0	14.7	14.6
牛乳及び乳製品	12.1	37.4	53.3	62.1	67.1
魚貝類	26.3	29.2	34.9	34.6	34.2
砂糖類	12.3	18.7	25.1	23.3	21.4
油脂類	2.7	6.6	11.4	13.8	15.1

資料：食糧庁企画課『食糧管理の現状』1985年による。

(注) 1. 農林水産省「食料需給表」による。

2. 純食料1人1年当たりの量である。

表3 米の生産量・作付面積・10アール当たり収量の推移

年産	総生産量	水稲			
		生産量	作付面積	10a当たり収量	作況指数
30	千トン 12,385	千トン 12,073	千ha 3,045	396 kg	118
35	12,539	12,858	3,124	401	108
40	12,409	12,181	3,123	390	97
41	12,745	12,526	3,129	400	99
42	14,453	14,257	3,149	453	112
43	14,449	14,223	3,171	449	109
44	14,003	13,797	3,173	435	102
45	12,689	12,528	2,836	442	108
46	10,887	10,782	2,626	411	93
47	11,897	11,774	2,584	456	103
48	12,149	12,073	2,570	470	106
49	12,292	12,182	2,675	455	102
50	13,165	13,085	2,719	481	107
51	11,772	11,699	2,741	427	94
52	13,095	13,022	2,723	478	105
53	12,589	12,546	2,516	499	108
54	11,958	11,898	2,468	482	103
55	19,751	9,692	2,350	412	87
56	10,259	10,204	2,251	453	96
57	10,270	10,212	2,230	458	96
58	10,366	10,308	2,246	459	96
59	11,878	11,832	2,290	517	108

資料：食糧庁企画課『食糧管理の現状』1985年による。

(注) 47年産以降は沖縄県を含んだ数字である。

表4 米の需給と政府古米在庫の推移

(単位:千玄米トン)

米穀 年度	集荷量 (政府米+ 自主流通米等)	輸入量	売却量			年度末国内米 古米在庫量 (政府米)
			(政府米+自 主流通米等)	うち 主食用	1人1カ月当 たり売却量	
35	(34) 5,616	227	5,778	5,345	精米kg 6.4	440
40	(39) 6,886	971	7,644	6,914	7.1	52
41	(40) 7,203	976	7,728	6,934	7.0	205
42	(41) 8,064	503	7,792	7,151	7.1	644
43	(42) 9,862	310	7,721	6,872	6.7	2,975
44	(42) 10,069	69	7,751	6,617	6.3	9,933
45	(44) 9,521	17	8,149	6,728	6.3	7,202
46	(45) 8,467	11	9,845	6,900	6.3	5,891
47	(46) 6,875	0	9,742	7,071	6.2	3,074
48	(47) 7,622	25	9,219	6,775	5.8	1,477
49	(48) 8,221	60	8,893	7,458	6.2	615
50	(49) 8,576	36	8,037	6,982	5.6	1,142
51	(50) 9,378	16	7,885	6,846	5.5	2,641
52	(51) 8,477	45	7,757	6,862	5.3	8,675
53	(52) 9,294	66	7,413	6,375	4.9	5,722
54	(53) 8,786	15	8,001	6,537	4.9	6,496
55	(54) 8,352	13	8,267	6,637	5.0	6,657
56	(55) 6,533	77	8,951	6,942	5.1	4,389
57	(56) 6,770	70	8,619	6,791	4.9	2,683
58	(57) 6,993	11	8,966	6,925	4.9	899
59	(58) 6,960	12	8,084	6,946	4.9	126
(見込)						

資料:食糧庁企画課『食糧管理の現状』による。

- (注) 1. 集荷量は、( )で示す各年産米の数量である。  
 2. 44米穀年度以降は自主流通米を含む。また、売却量は過剰米としての売却を含つ。  
 3. 1人1カ月当たり売却量は、自主流通米を含むうるち米の数量である。  
 4. 年度末古米在庫量の49年度以降は操作可能米の数量である。

して、10月15日の作況指数は「108」の良となり豊作が見込まれることになった。また収穫時期も早まったことから10月末の59年度米の集荷も早められ、問題となっていた秋の端境期を無事に乗り切ることができた。こうして59米穀年度における端境期の需給操作の問題は、5年ぶりの豊作によって解消された。しかし考えなければならない問題も残されている。もし天候が好天にならなかつたらどうすべきであったのか。当然、生産地には米がなく、需給操作すらできることになろう。やはり需給にはさらに奥行きをもたせねばならないことをこの問題は示唆している。

## (2) 臭素米問題と韓国米問題

59米穀年度の需給計画において、53年度米が主食用(業務用)として供給されることになった。ところが、53年産米からくん蒸剤の分解分である臭素が検出されるやマスコミ等でこの問題が取り上げられ、基準(50ppm)を超える米の売却は停止されることになった。これによって53年産米の相当量が売却困難となり、加工原料用米の一部が不足するおそれが出てきた。これを手当するために、昭和44年から45年に韓国に貸し付けていた米のうち、15万トンについて、昭和59年8月以降に現物返還が行われたのであるが、問題は、この韓国米の返還が「主食用米

の輸入」と報じられ、これが生産者及び関連団体を刺激し「米の輸入阻止」反対デモが展開されるきっかけをつくったことである。

このような韓国米返還問題は、53年産米（臭素米問題）の安全性問題から端を発したわけだが、さらにこの問題は生産調整下における稻作を強いられている生産者的心を浮きぼりにすると同時に、生産者米価決定の作業が進められていく時期とも重なって、農業関係者に大きな影響を及ぼしたことは否めない。

### (3) 他用途利用米の取扱いをめぐる問題

従来、加工原材料用米の需要については、くず米等のほかに、一定数量の米の供給を必要としていた。こうした需要に応じるため、その供給源を輸入米等に拠っていた（表4、昭和40年代前半の輸入量の項参照）。

40年代中ばから50年代中ば以降までは、過剰米によって加工原材料用米の一定の需要をまかってきたことがわかる（表4、年度末国内米古米在庫量の項参照）。

過剰米がある間はよいが、その処理が終了すると加工原材料用米の需要に対しては何をもって応じるのかという問題が生じてきた。すなわち加工原材料用米の供給確保の必要性が生じてきたわけである。こうした動きの中で、水田の有効利用を図る観点から、水田利用再編第三期対策の一環として、過剰米処理終了後の加工原材料用米の供給を確保するために導入されたのが他用途利用米制度なのである。<sup>(8)</sup>

他用途利用米導入に向けてはすでに、前述のように農政審議会（昭和55年10月答申）や全国農業協同組合中央会（昭和57年5月）での議論は為されていた。ところが、たまたま他用途利用米制度を導入する時期が4年連続不作後をどう乗り切るかという問題の時期と重なり、さらにその時期が臭素米問題とそれに伴う加工原材料用米不足、それに端を発した韓国米返還問題、加うるに米価問題までもかかえていた59米穀年度であったから、農業団体内部においても起るべくして議論が起こり、制度導入の取扱いに対しても慎重にならざるを得なかつたのである。また生産者にも他用途利用米導入の趣旨が徹底せず、その割当も生産者と実需者との自由な取組みであるべきにもかかわらず、一律となってしまった。

以上のような問題と事情を背景にして、昭和59年に他用途利用米制度は導入されたのである<sup>(9)</sup>。

注(1) 食糧庁管理部企画課『他用途利用米の手引』創造書房、1983、3ページならびに農協米穀対策中央本部「他用途利用米へのとりくみ」参照。

(2) 「他用途利用米実施要綱」(1984・4・28付食糧業第447号<企画・買入・需給>農林水産事務次官依命通達)。

(3) 以下、みそ業界に関する記述は寺田祐之氏の論文「味噌」（田中勉監修『米穀の流通と管理』地球社、1985、313ページ～315ページ）に拠っている。

(4) 山川雅典「他用途利用米」（田中勉、前掲書）150ページより160ページならびに食糧庁企画課『食糧管理の現状』1985、8ページ参照。

(5) 農政審議会の答申ならびに全国農業協同組合中央会の方策については、食糧庁管理部企画課『他用途利用米の手引』117ページより125ページを参照した。

(6) 『図説：農業白書』(1985年度版)農林統計協会、1986、8ページならびに農業協同組合・空知地区米穀改良協会・ホクレン岩見沢支所「改訂版図表で見る『米の流通』」、1986、3ページ参照。

(7) 『図説：農業白書』(1984年度版)農林統計協会、1985、18ページ。

(8) 59米穀年度にかかる3つの問題に関する記述は以下の文献に拠っている。中山昇「最近の米穀事情」（田中勉、前掲書）358ページ、360～369ページ、371ページならびに『図説：農業白書』(1984年度版)、61～64ページ。

(9) 中山昇、前掲論文、368～369ページ。

### III 他用途利用米の生産と流通の仕組み

#### 1. 生産と流通の仕組み

他用途利用米は、主食用米穀の管理に支障を及ぼすことのないように自流通米に準じたものとして「国民の基本的な食糧である米の必要量を確保し、国民経済の安定を図るため、政府が米の管理を行い、その需給と価格の調整を図るとともに、米の流通について必要な規制を行う」（食糧管理法第1条）とあるように食管制度の枠内に明確に位置づけられ、その枠内で適正な管理が他用途利用米に対して行われるようになっている<sup>(1)</sup>。こうした食管制度の枠内に位置づけられた他用途利用米は、次のような点を考慮した生産と流通の仕組みとなっている。

- ア. 自流通ルートに準じた生産者と実需者との自主的契約を基本とする。
- イ. 基本計画において、その管理の方法、需要状況や生産・流通の見通し等について明らかにするとともに、供給計画においても所要の位置づけを行う。
- ウ. 食糧管理法第9条の規定により必要な流通規制を講じるほか、横流れ防止の徹底を図る観点から原則として破碎加工して流通させる等、米穀の流通秩序に混乱が生じないよう措置する。
- エ. なお、他用途利用米の生産・流通の円滑化のため、トン当たり7万円の政府助成を行う。<sup>(2)</sup>

図2は、他用途利用米の生産と流通の仕組みを示したものである。これを見ると他用途利用米が食管制度の枠組の中に位置づけられ生産・流通を確実に担保する必要性から政府の指導・集荷団体の系統指導を受け、また転作との有機的関連をもたせ、確実な転作達成の観点にたった措置を講じるなどの特徴を有していることがわかる。

#### 2 実需者と変形加工工場

ここで図2にある実需者について、また実需者へ売渡しする前には破碎精米が条件であることから変形加工工場について簡単にふれておきたい。

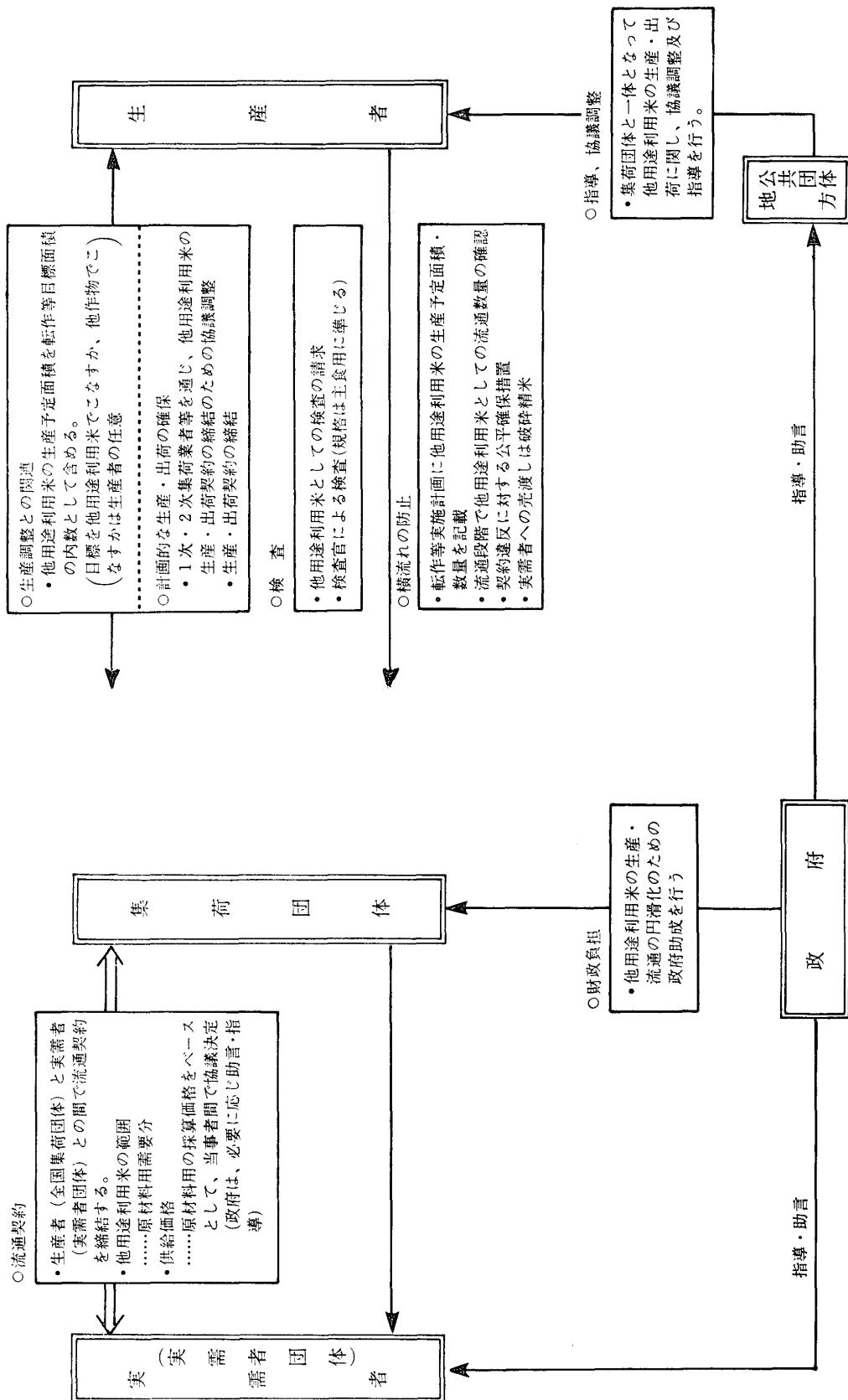
##### (1) 実需者団体について

表5によれば、全国の実需者団体には12団体と員外需要者とが指定されている。それぞれの団体に対する配分は、過去5年間の実績をベースとして配分数量が決定される。従って、約30万トンという全国の需要量の実績の基礎も過去5年間の実績がベースとなっているわけである。また、配分数量をみると、全国味噌工協連合会がトップを占めており、日本人の食文化を反映していると言えよう。しかしながら、味噌業界では前章で述べたように、食生活の洋風化・多様化とともに味噌の消費量が停滞傾向にあるのが実情のようである。味噌に続くのは、全国米菓工業組合（あられ・せんべい）、全国穀類工協組合であり、少しきがって日本酒造組合中央会と続く。ほぼこの上位4団体が員外需要者を含めると89%のシェアを占め、員外需要者を除くとおよそ95%を占めているのである<sup>(3)</sup>。

##### (2) 変形加工工場について

表6によれば、変形加工工場は全国で49の業者が指定されている。49業者中全農系（全国農業協同組合連合会）は38工場を数え、ほぼ80%以上を占めている。残り11工場のうち2工場は全国精麦連の傘下であり9工場が全集連系（全国主食集荷協同組合連合会）の加工工場であ

図2 他用途利用米の生産・流通の仕組み



資料：食糧庁管理部企画課『他用途利用米の手引』(創造書房、1984年)による。

表5 昭和60年産他用途利用米実需者団体別配分数量

需 要 者 団 体	変 形 加 工 品	
	配 分 数 量	シ ェ ア
日本酒造組合中央会	30,538.00	12.8502
全国味噌工協連合会	92,045.00	38.7318
全国米菴工業組合	46,924.00	19.7453
全国穀類工協組合	42,330.00	17.8121
全国菓子工組連合会	866.00	0.3644
全国食酢協会中央会	1,753.00	0.7376
全国化工澱粉	1,380.00	0.5807
全国米めん協会	60.00	0.0252
製粉協社	5,352.00	2.2521
協)全国製粉協議会	1,057.00	0.4448
日本醤油協会	1,431.00	0.6022
栄養食糧協会		0.0000
(小計)	223,736.00	94.1464
員外需要者	13,911.00	5.8536
合 計	237,647.00	100.0000

資料：全農自主流通部調べによる「昭和60年度産他用途利用米団体別配分数量」より、変形加工品の部分のみを引用。

注1) 単位：玄米トン・%

る。全集連系の工場は、宮城県・福島県・新潟県に各1工場ずつ。関東地方では、栃木・茨城・埼玉・千葉・山梨の各県で5工場を数えることができる。残る1工場は、九州の熊本県に所在する。

以上のことから、全集連系の工場はほぼ東北・北陸・関東の各地方に集中していることがわかる。

次に全農系と全集連の加工能力を比較してみよう。全農系38工場の加工能力は33万6千精米トンであり、全集連系9工場が11万6千精米トンとなっている。東北・関東に集中している全集連系の加工工場における年間加工能力をみると、新潟県の阿部精麦(株)の3万7千精米トンを第1位とし、続いて山梨県の白麦米(株)1万7千精米トン、その後は宮城県の福田商会と福島県の(株)トーバクがそれぞれ1万1千精米トンと続き、5位には千葉県の加藤精麦(株)の8千精米トンが入っている。残りの3社つまり栃木県の(株)田村・茨城県の(資)浜野精麦所・埼玉県の秋場精麦(株)は、それぞれ6千精米トンの年間加工能力を有している。この中で群を抜いて生産加工能力の大きいのは、阿部精麦(株)であり、49業者の内でも最大の加工能力を持っている。

全農系の生産加工能力の内訳をみると、長野県の(株)イトウ精麦2万6千精米トンを筆頭に、2位には宮城県の朝日精麦(株)2万3千精米トン、3位には九州の鹿児島の竹之内穀類産業(株)1万7千精米トンが続き、年間加工能力1万精米トンを越える工場は10工場を数える。残り28工場は平均して7千精米トンの年間加工能力を有している。従って、他用途利用米変形加工工場における全農系の占める割合はおよそ72%，全集連系がおよそ25%，残り3%を全国精麦連が占めていることになる。

次に他用途利用米の生産予定面積と数量の取扱が実際ではどのようにになっているのかみていくことにする。

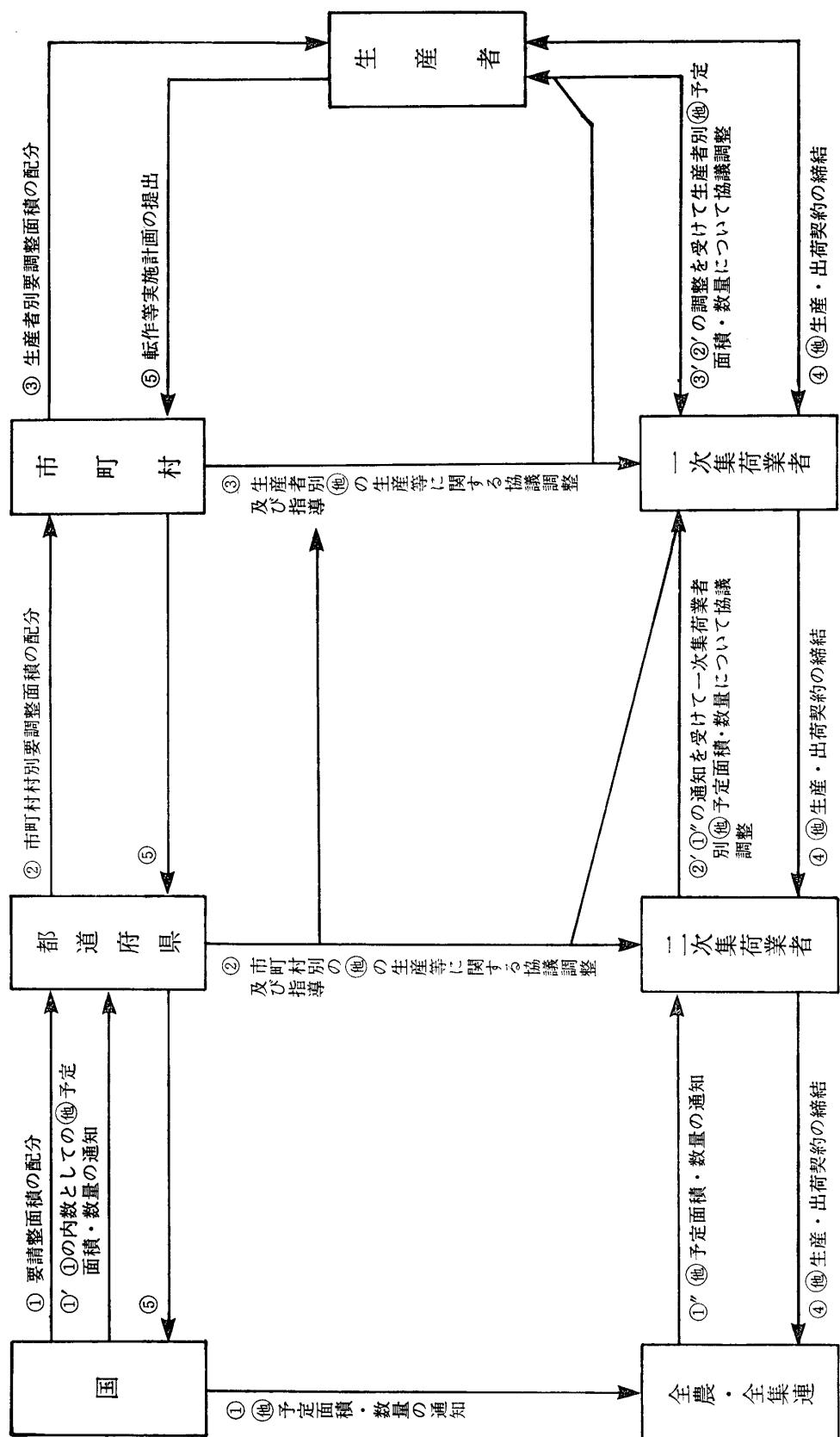
表 6 他用途利用米変形加工工場

整理番号	工 場 名	所 在 地	生産能力(精米トン)	備 考
1	濱田精麦(株)札幌工場	北海道札幌市	11,000	全国精麦連
2	北海精麦(株)	北海道夕張市	6,000	全国精麦連
3	(株)福田商会	宮城県仙台市	11,000	全集連系
4	朝日精麦(株)	宮城県登米郡	23,000	
5	(株)トーバック	福島県郡山市	11,000	全集連系
6	(資)濱野精麦所	茨城県下館市	6,000	全集連系
7	(株)田村辰之助商店	栃木県下都賀郡	6,000	全集連系
8	(株)勅使川原精麦所	栃木県安蘇郡	9,000	
9	(株)大和屋	群馬県館林市	10,000	
10	柳内産業(株)北本支店	埼玉県北本市	4,000	
11	森甚精麦(有)	埼玉県川越市	6,000	
12	秋葉精麦(株)	埼玉県入間郡	6,000	全集連系
13	加藤精麦(株)	千葉県松戸市	8,000	全集連系
14	平野精麦(株)	千葉県白旗郡	11,000	
15	濱田精麦(株)	神奈川県伊勢原市	12,000	
16	日本精麦(株)	神奈川県茅ヶ崎市	15,000	
17	協和精麦(株)	神奈川県伊勢原市	6,000	
18	阿部精麦(株)	新潟県白根市	37,000	全集連系
19	白麦米(株)	山梨県南巨摩郡	17,000	全集連系
20	峠西食糧工業(株)	山梨県中巨摩郡	6,000	
21	(株)イトウ精麦	長野県長野市	26,000	
22	(株)白木精麦小瀬工場	岐阜県関市	7,000	
23	永倉精麦(株)	静岡県駿東郡	8,000	
24	福音精穀倉庫(株)	愛知県江南市	12,000	
25	三河精麦(株)	愛知県蒲郡市	8,000	
26	内山精穀倉庫(株)	愛知県豊橋市	8,000	
27	豊橋糧食工業(株)	愛知県豊橋市	8,000	
28	加藤久産業(株)	三重県四日市市	6,000	
29	(株)西井精麦所	三重県安芸郡	6,000	
30	ダイキヨー食品工業(株)	滋賀県大津市	6,000	
31	篠野食品工業(株)大阪工場	大阪府南河内郡	11,000	
32	ハリマ豊産(株)	兵庫県小野市	5,000	
33	(株)井上精麦所	兵庫県姫路市	8,000	
34	三喜精麦(株)	奈良県大和高田市	9,000	
35	浅原精麦所	岡山県倉敷市	6,000	
36	高松精麦所	岡山県岡山市	8,000	
37	栗山精麦	岡山県浅口郡	6,000	
38	(株)村永商店	山口県下関市	3,000	
39	貞光食糧工業(有)	徳島県美馬郡	12,000	
40	(株)高畑精麦	香川県普通寺市	7,000	
41	(株)峯役次郎商店	香川県坂出市	8,000	
42	鳥越製粉(株)	福岡県浮羽郡	8,000	
43	中島精麦工業(株)	福岡県久留米市	6,000	
44	石橋工業(株)	福岡県筑後市	7,000	
45	松尾精麦(株)	佐賀県唐津市	5,000	
46	西田精麦(株)	熊本県八代市	14,000	全集連系
47	土持産業(株)	宮城県都城市	5,000	
48	森山産業(株)	宮崎県都城市	8,000	
49	竹之内穀類産業(株)	鹿児島県鹿児島市	17,000	

資料:工場名・所在地については「他用途利用米の変形加工工場の指定について」(昭和59年1月10日付け59食糧業第1321号<需給>食糧庁長官通達)より作成。生産能力・備考については、全農自主流通部調べによる「破碎精米加工工場明細」(昭和58年9月)より引用。

- 注1) ( ) 曲は年間加工能力をさす。
- 2) 29都道府県49工場。
- 3) 年間加工能力は469,000精米トンである。
- 4) 備考にある全集連系の加工工場(9工場)、全国精麦連(2工場)以外は全農系である。
- 5) 全集連系加工工場は59年産米に関してである。

図3 他用途利用米の生産（集荷）予定面積等の確定の仕組み



資料：食糧行政管理部企画課『他用途利用米の手引』による。

都道府県及び市町村から①、②及び③の通知及び協議調整は①、②及び③の国、④の要調整面積の配分の時期に併せて行うことが適当である。

図3は「他用途利用米の生産（集荷）予定面積等の確定の仕組み」をあらわしたものである。これによると、実際に他用途利用米を供給するには、まず、全国集荷団体と実需者団体との間で、他用途利用米の数量・価格等について流通契約を締結しなければならない。この契約にもとづいて全国集荷団体は他用途利用米を供給することになる。国は都道府県別の他用途利用米の生産（集荷）予定面積・数量を定めて、都道府県・全国集荷団体に通知しなければならない。さらに全国集荷団体は政府からの通知を受けて、傘下の県連（2次集荷業者等）に都道府県別の他用途利用米の生産（集荷）予定数量を通知することになる。

さて、県連及び1次集荷業者は、地方公共団体と共に他用途利用米の確実な生産・出荷が行われるよう他用途利用米の生産・出荷契約の締結のための協議調整を行い、この調整を受けて全国集荷団体は、1次・2次集荷業者を通じて生産者と他用途利用米の生産・出荷契約を締結する運びとなるわけである<sup>(4)</sup>。また、他用途利用米の生産にかかる重要な事項として生産調整との関連を指摘しておかなければならない。

政府は他用途利用米の生産予定数量については、生産調整数量の内数として扱い、他用途利用米の生産予定面積を転作等目標面積の内数として含めて一本で転作等目標面積を配分することとしている。他用途利用米の生産については、基本的に配分された転作等目標面積の中で生産者がこれを他用途利用米でこなすか米以外の作物でこなすかは、生産者の任意にゆだねられている。ところが、実際の生産・出荷にあたっては、都道府県の指導のもとに、農業団体と一本となって他用途利用米の確実な生産・出荷が確保されるよう、集落、農業者間の調整が具体的に行われることが大切なことでありまた重要な課題でもある<sup>(5)</sup>。

続いて、北海道における他用途利用米の生産と流通の動向をみていくことにする。

注(1) 山川正典「他用途用米」（田中勉監修、前掲書）160ページ参照。なお、ここでいう「管理」とは食糧の流通過程について国がなんらかの有効適切な介入をすることを意味し、「国民経済」とは「生産者（農家）経済」「消費者経済」の二面があり、その具体的な内容としては、政府による食糧の買入れ、売渡しのほか、貸付・交付・貯蔵それに交換・加工または製造ならびに輸移出入規則にまで及ぶのである（ホクレン米麦事業本部『最近の米をめぐる情勢と米穀流通のしくみについて』1980、20ページ）。

(2) 食糧庁企画課『食糧管理の現状』1985、9ページ。

(3) 実需者団体名と配分・シェアに関しては、全農自流通部の「昭和60年度産他用途利用米団体別配分数量」より作成。

なお、味噌業界については、寺田祐之「味噌」（田中勉監修『米穀の流通と管理』地球社、1985、314ページ）を参照。

また、他用途利用米導入の前年すなわち1983（昭和58）年11月8日には、実需者団体は、10団体8業者であったことも指摘しておく（食糧庁管理部企画課『他用途利用米の手引』創造書房、1983、6ページ）。

(4) 食糧庁管理部企画課『他用途利用米の手引』、100ページ。

(5) 同書、101ページ及び山川雅典「他用途利用米」（前掲論文）、161ページ。

## IV 道内における他用途利用米の生産と流通動向

### 1. 生産動向

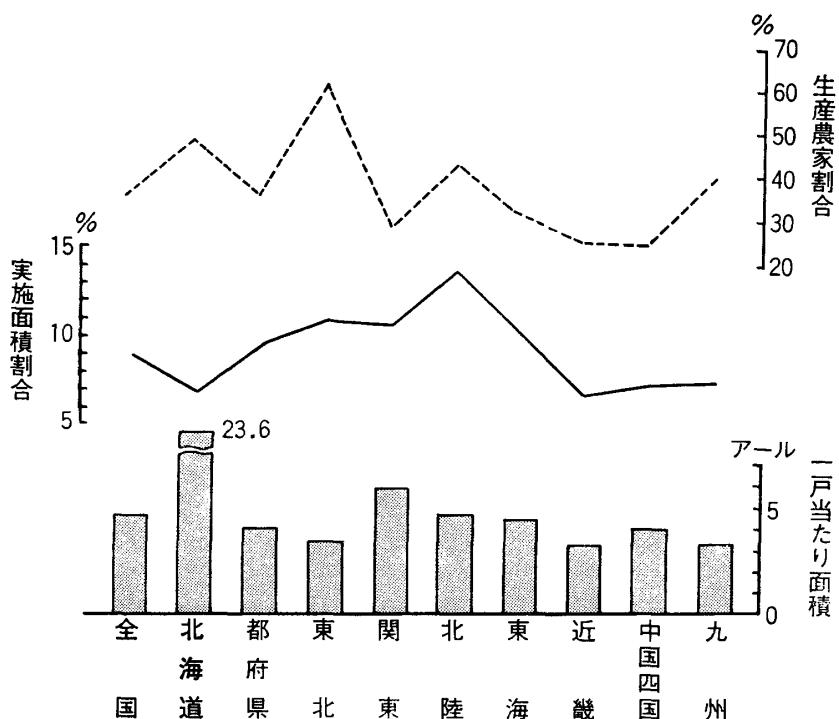
水田利用再編対策の中で生産が始まった他用途利用米の生産実績を表7でみていくことにする。この表は水田利用再編第3期対策スタートの初年度昭和59年から61年にかけて生産された他用途利用米の都道府県別の数量をあらわしたものである。全体をながめてみると、北海道・

東北・北陸は転作が定着している地域であり、他作物を作るよりは米を作る傾向がみられ、他用途利用米の生産もほぼ定着化の方向へ進んでいる。ところが、これに対して西の地域は耕作規模が小さいこともあり、他用途利用米の生産は上に述べた地域と比べ定着していないようと思われる。

そこで以下年度別に全国と北海道を比較しつつ生産状況をみていくことにする。

59年度は他用途利用米制度導入第1年目にあたり、当初27万トン（予定面積5万6千ヘクタール）の全国生産を予定した。しかし、制度発足初年度であるため、趣旨の徹底が十分ではなく、また主食転用問題<sup>(1)</sup>も生じたことなどから、全国集荷実績はおよそ19万5千トン（予定のおよそ72%）となった（表7参照）。この年の他用途利用米の生産農家は全国で114万戸を数え、水田利用再編対策参加戸数308万戸の37%となっている。図4によれば、水田利用再編対策参加農家のうち他用途利用米の生産を行った農家割合を地域別にみると、東北約60%でトップ、次に北海道が約47%，そのあとを北陸と九州がそれぞれ約40%ずつを占めている。

図4 他用途利用米生産の地域別実施状況



資料：『図説：農業白書』(1984年度版)による。原典は農林水産省「水田利用再編対策の実施状況」(1984年9月末現在)である。

注：1) 生産農家割合 =  $\frac{\text{他用途利用米生産農家数}}{\text{水田利用再編対策参加農家数}} \times 100$

2) 実施面積割合 =  $\frac{\text{他用途利用米の生産見込面積}}{\text{転作等目標面積}} \times 100$

3) 一戸当たり面積 =  $\frac{\text{他用途利用米の生産見込面積}}{\text{他用途利用米生産農家数}}$

実施面積割合は北陸・東北・関東と続き、北海道は近畿とならんで最低の割合となっている。その背景となっているのが先に述べた主食転用問題である。

一戸当たりの面積は北海道がおよそ23.6アール、次の関東の6アールを約17アール以上も上回り、全国平均約4.6アールに比べ約5倍の一戸当たりの生産面積となっている。

表7 昭和59~61年産他用途利用米都道府県別生産数量対比

(単位:トン)

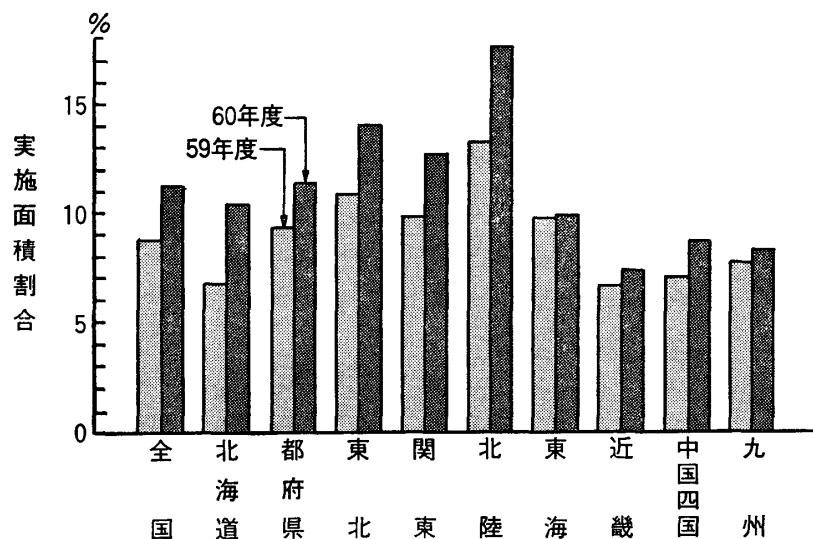
県名	61年産		60年産		59年産		増減		
	生産予定数量A	当初目標数量B	完渡委託数量C	集荷実績数量D	当初目標数量E	出荷実績数量F	A-D	A-F	C-D
北海道	54,150	53,600	54,928	52,130	53,590	29,693	2,020	24,457	2,799
(小計)	54,150	53,600	54,928	52,130	53,590	29,693	2,020	24,457	2,799
青森	11,500	11,500	14,502	14,489	10,270	8,099	-2,989	3,401	13
岩手	8,500	8,500	8,879	8,877	8,120	6,378	-377	2,122	3
宮城	10,700	10,700	12,946	12,923	6,500	7,980	-2,223	2,720	23
秋田	12,500	12,500	14,776	16,220	10,150	8,582	-3,720	3,918	-1,444
山形	9,300	9,300	10,723	10,711	7,250	6,533	-1,411	2,767	12
山形・庄内							0	0	0
福島	9,600	9,600	9,957	9,953	8,440	7,637	-353	1,963	5
新潟	23,000	23,000	23,979	23,512	10,080	12,758	-512	10,242	467
茨城	9,000	9,000	13,021	12,885	8,550	7,131	-3,885	1,869	137
栃木	8,600	8,600	9,356	9,234	9,130	6,413	-634	2,187	122
群馬	2,000	2,000	2,422	2,388	3,250	1,760	-388	240	33
埼玉	4,960	4,960	6,372	6,325	4,960	4,060	-1,365	900	47
千葉	10,500	10,500	12,915	12,635	6,150	7,760	-2,135	2,740	280
東京	2	2	2	2	140	1	-0	1	0
神奈川	588	588	657	655	800	620	-67	-32	1
山梨	900	900	1,331	1,329	1,400	985	-429	-85	3
長野	6,400	6,400	7,205	7,168	7,860	5,365	-767	1,035	37
(小計)	128,050	128,050	149,044	149,305	103,050	92,062	-21,255	35,988	-261
静岡	3,200	3,200	3,821	3,819	3,740	3,008	-619	192	2
富山	5,000	5,000	5,099	5,087	4,800	3,727	-87	1,273	11
石川	3,400	3,400	3,852	3,799	2,830	2,378	-399	1,022	53
岐阜	3,700	3,700	4,113	4,078	4,230	3,411	-378	289	34
愛知	5,150	5,150	5,388	5,381	5,530	4,248	-231	902	7
三重	3,600	3,600	3,944	3,858	3,810	3,232	-258	368	86
(小計)	24,050	24,050	26,215	26,022	24,940	20,004	-1,972	4,046	193
福井	3,200	3,200	3,253	3,250	2,590	2,285	-50	915	3
滋賀	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	2,579	0	901	0
京都	1,600	1,600	1,717	1,703	2,020	1,527	-103	73	14
大阪	110	110	110	121	1,520	284	-11	-174	-11
兵庫	5,900	5,900	7,106	7,097	7,210	4,638	-1,197	1,262	8
奈良	900	900	1,231	1,230	2,310	651	-330	249	1
和歌山	100	400	138	134	1,440	156	-34	-56	3
鳥取	1,510	1,510	1,510	1,510	2,900	1,265	0	245	0
島根	2,400	2,400	2,857	2,847	2,530	2,165	-447	235	10
岡山	4,150	4,150	6,096	5,589	5,680	3,793	-1,439	357	507
広島	3,300	3,300	4,350	4,278	4,850	2,864	-978	436	72
山口	2,900	2,900	3,941	3,748	3,940	2,472	-848	428	193
徳島	1,500	1,500	2,038	1,967	2,350	1,532	-467	-32	71
香川	2,000	2,000	2,335	2,334	2,720	1,937	-334	63	1
愛媛	1,600	1,600	2,137	2,130	2,830	1,293	-530	307	7
高知	500	750	794	792	3,240	274	-292	226	3
(小計)	35,150	35,700	43,091	42,208	51,610	29,716	-7,058	5,434	883
福岡	7,100	7,100	7,931	6,602	8,270	5,787	498	1,313	1,329
佐賀	4,250	4,250	4,273	3,452	4,530	3,568	798	682	820
長崎	1,700	1,700	1,721	947	2,110	1,671	754	29	774
熊本	6,950	6,950	7,625	7,373	8,140	6,269	-423	658	252
大分	3,100	3,100	3,432	3,379	3,830	2,238	-279	862	53
宮崎	2,600	2,600	2,604	2,600	4,700	1,442	-0	1,158	4
鹿児島	2,900	2,900	3,175	2,869	5,230	2,971	31	-71	306
(小計)	28,600	28,600	30,761	27,222	36,810	23,969	1,378	4,631	3,538
全国計	270,000	270,000	304,039	296,887	270,000	195,444	-26,887	74,556	7,152

資料:全農札幌支所調べによる。

以上のように、59年度は他用途利用米生産への取り組みについて、それぞれの地域によって差が見られることがわかる<sup>(2)</sup>。

他用途利用米制度導入2年目に当たる60年度の生産状況をみると、生産面積6万4千ヘクタール、生産農家戸数116万9千戸となった。生産目標数量27万トンに対して集荷実績数量は約29万7千トンとなった。

図5 他用途利用生産米生産の地域別実施状況



資料：『図説：農業白書（1985年度版）による。原典は農林水産省「水田利用再編対策の実施状況」（1985年9月末現在）である。

注：実施面積割合 =  $\frac{\text{他用途利用米の生産見込面積}}{\text{転作等目標面積}} \times 100$

図5によると生産状況をみると、転作の中に他用途利用米生産を導入している割合が59年と比較して増加しているのがわかる。その差が顕著なのは、北陸・東北・北海道である。また表8によると、田保有農家の内で他用途利用米生産農家34%、生産しない農家62%となっている。この数字は何を意味しているのか。『図説：農業白書』の1985年度版は農家の性格の違いをその理由にあげている。すなわち、専業農家の内、主たる農業収入が水稻に依存している農家（水稻作付け規模2.0ヘクタール以上）では50%以上の農家が他用途利用米を生産している。ところが専業農家であっても主たる農業収入を水稻以外に頼っている農家（水稻作付け規模0.3ヘクタール未満）をみると、他用途利用米の生産は少なくなっている。生産農家と非生産農家の数の割合をそれぞれ前年と比較すると2年連続して同じ対応をしていることがわかる。また、他用途利用米の生産にあたり、とも補償<sup>(3)</sup>や互助制度があった農家割合をみると、専業農家であっても水稻以外の収入に依存している農家（むろん地方によって割合は異なるが）では、比較的その割合が高い。これはとも補償や互助制度の存在が他用途利用米生産を支えるひとつ柱であることを意味すると思われる<sup>(4)</sup>。

61年度も米の生産は豊作（3年連続）となった。そのために、61年10月末の持ち越しの在庫は100万トン程度となり、62年10月末ごろには、195万トン前後になると見通され、ふたたび米の過剰を懸念しなければならない状況となった。

こうした中で、他用途利用米の生産面積は5万7千ヘクタール、生産予定数量は、前年と同

表 8 農家の性格別にみた他用途利用米生産への取組

(単位：%)

	田保有農家=100		他用途利用米を生産した農家			田保有農家=100	
	他用途利用 米を生産 した農家数 割合	前年にも生 産した農家 数割合	とも補償や 互助制度が あった農家 数割合	水稻作付面 積をふやし た農家数 割合	ふやしたほ場 の前の状 況が青刈り 稲、保全管 理であった 農家数割合	他用途利用 米を生産し なかつた農 家数割合	前年にも生 産しなかつ た農家数 割合
全 国 平 均	34.1	24.9	30.9	22.9	39.9	62.0	56.4
専農業兼収業人別	農業農家	農業収入が主に水稻以外	57.5 31.0 7.5	45.9 21.2 4.7	34.2 41.4 25.1	23.5 17.8 13.4	30.9 37.7 46.7 89.5
水稻作付規模別 (都府県)	2.0 ha以上 0.3 ha未満		70.7 12.6	57.4 8.8	31.7 30.4	30.6 16.0	34.3 50.0 28.8 84.6
稻作に対する 将来意向	拡大したい 縮少したい		50.8 29.7	38.4 21.9	32.6 33.2	29.4 19.9	33.2 44.4 47.6 66.3
							41.7 60.0

資料：『図説：農業白書』（1985年度版）による。

原典は農林水産省「耕種生産構造統計調査（稲作生産状況等調査）」（60年度）である。

注：1) 「とも補償や互助制度があった農家数割合」及び「水稻作付面積をふやした農家数割合」は、「他用途利用米を生産した農家」を100とした割合である。

2) 「ふやしたほ場の前の状況が青刈り稲、保全管理であった農家数割合」は、「水稻作付面積をふやした農家数割合」を100とした割合である。

じく27万トンである<sup>⑤</sup>。このうち北海道は約5万4千トンで全国生産量のおよそ2割を占める（表7参照）。

## 2. 流通動向

他用途利用米では、政府管理米・自主流通米のように、その流通経路において卸売業者の介入はない。そこでここでは主に集荷団体と実需者団体を中心に他用途利用米の流れをみていくことにする。

まず、北海道における生産と流通の仕組みを簡単に述べてみよう。全国集荷団体（全農系・全集連系）と実需者団体との間で他用途利用米の数量・価格等について流通契約が締結されると、全国集荷団体はこの流通契約に基づき他用途利用米を供給する。すなわち、傘下の各県連に生産予定面積・数量を通知する。北海道では、第2次集荷業者のホクレンと北集（北海道農産物集荷協同組合）がこれを受け、1次集荷業者（傘下農協）とともに、地方公共団体と一体となって他用途利用米の確実な生産・出荷が行われるよう協議・調整・指導を行う仕組みになっている。

### （1）北海道における集荷業者

道内で生産される他用途利用米を取り扱う集荷業者は、上で述べたようにホクレンと北集の2業者である。以下、表9を参照しながら道内における他用途利用米の集荷の実態をみよう。

昭和59年から61年の道内集荷業者の取扱量の割合をみると、各年ともホクレンが約98%，残り2%を北集が取り扱っている。したがって道内他用途利用米の集荷については、ほぼホクレンが占めているのが実情であると言えよう。

表9 北海道産他用途利用米集荷実績

(単位:トン)

年 产	壳 渡 委 託 数 量			集 荷 実 績		
	ホクレン	北 集	計	ホクレン	北 集	計
59年产	36,962.34	880.26	37,842.60	29,002.44	690.72	29,693.16
60年产	53,727.54	1,200.78	54,928.32	50,993.52	1,136.04	52,129.56
61年产	52,998.12	1,151.04	94,149.16	52,332.24	1,148.22	53,480.46

資料:全農札幌支所調べによる。

注:59年産主食転用数量(外数) ホクレン 7,937.94  
北集 189.12

なお、59年度の壳渡依託数量37,842トンとその集荷実績29,693トンの差約8千トン(ホクレン7,937トン・北集189トン)減となった理由であるが、59年度は他用途利用米制度導入の初年度にあたり、また55~58年までが不作で米の需給計画が困難な中、臭素米問題や韓国米輸入問題等が発生し、当初の予定数量の変更が為されたからである。結局道内においては、約8千トンが主食転用されたことを指摘しておく。

ところで、集荷業者は道内において、いずれの地域より、他用途利用米を集めるのであろうか。そこで、道内における他用途利用米の生産を地域別にみていく。表10は北海道における集荷担当業者ホクレンの支所別入庫実績(59~61年)をあらわしたものである(北集を含む)。ホクレン系では、契約数量・入庫数量ともに第1位は岩見沢であり、第2位に旭川がついている。いずれも、空知・上川という道内の米どころを反映して、他用途利用米の生産量も多い。この裏付けとして北海道農務部の資料(表11)によって、他用途利用米生産契約農家戸数をみると、空知支庁内の契約戸数は全道の36.8%(数量は40%)、上川支庁は全道の28.1%(数量は27%)を数え、2支庁で契約戸数が60%を占めている。また、契約戸数第2位の上川10,775戸と第3位の石狩の2,934戸と比較すると、その差7,841戸と相当にひらきがあり、空知・上川の支庁下にある農家が他用途利用米契約に積極的にかかわっていることがわかる。

## (2) 北海道における実需者団体

ここでは道内で生産される他用途利用米を購入している実需者団体をホクレン扱いの他用途利用米を中心にみていくことにする。

表12は道内生産の他用途利用米(ホクレン扱い)の販売先を示したものである。変形加工品では、北海道米菓・北海道味噌醤油への販売が群を抜いている。しかしながら、北海道味噌醤油の61年度を前年と比べてみると千トン以上需要減となっているのはなぜか。ひとつの大きな理由として、米の消費量が最近減少していることをあげることができよう。米消費量の減少に関連して味噌の消費量も減少してくるのである(第2章参照)。

変形加工品の員外販売先は焼酎用として他用途利用米を購入している札幌酒精(株)を除いて、すべてこうじ用として購入している。変形加工品に占める員外の割合は昭和59年においては4.3%, 60年は4.3%, 61年が5%となっており、61年になって若干の上昇をみることができるだけで、大きな需要増はない。

また丸玄米の取扱量は61年産で若干の落ち込みはあるものの、ほぼ上昇しているとみてよいであろう。

表 10 道内における他用途利用米入庫数量(含、北集)

支所名	契 約 数 量 (俵)			入 庫 数 量 (俵)		
	59年	60年	61年	59年	60年	61年
函館	27,978	61,305	57,055	27,978	58,459	51,565
倶知安	21,723	31,168	30,742	21,720	31,155	30,661
苦小牧	36,203	5,028	58,480	36,153	56,308	58,394
札幌	41,235	93,154	92,915	41,235	89,947	92,286
岩見沢	223,938	365,046	356,313	223,715	347,797	354,505
留萌	20,397	30,736	30,133	20,397	30,706	30,133
旭川	109,400	239,522	240,164	109,400	218,668	238,185
北見	2,776	17,500	17,500	2,776	16,852	16,475
合計 (ホクレン)	483,650	895,459	883,302	483,374	849,892	872,204
北集	11,512	20,013	19,184	11,512	18,934	19,137
総合計	495,162	915,472	902,486	494,886	868,826	891,341
トン換算	29,709.72	54,928.32	54,149.16	29,693.16	52,129.56	53,480.46

資料：全農札幌支所米穀部調べによる。

(注) 59年の契約数量・入庫数量は59年12月26日の調べによる。60年については61年2月10日調べによる。61年については62年2月10日調べによる。

(2) 59年度に関して、契約数量37,842.6トンであったが、約8,000トンが主食転用となつたので、29,709トンを計上している。

表 11 昭和60年度他用途利用米出荷実績

区分 支所名	生 产・出 荷 契 约					出 荷 実 稼		
	契約戸数	契約数量	契約基準	共 済	生産予定 面 積	出荷戸数	出荷数量 ③	生産面積 ④
		① 单 収	单 収	单 収				
石狩	2,934	5,787,180	kg	471	(9市町村) 12,292,101	2,933	5,586,360	kg 12,292,101
空知	14,141	22,432,080	kg	483	(12市町村) 46,455,822	14,115	21,378,480	kg 46,455,822
上川	10,775	14,751,420	kg	480	(3市町村) 30,724,402	10,640	13,462,500	kg 30,724,402
後志	1,927	1,954,200	kg	473	(7市町村) 4,132,866	1,927	1,953,420	kg 4,132,866
桧山	1,960	1,877,940	kg	455	(3市町村) 4,130,115	1,958	1,870,860	kg 4,130,115
渡島	1,786	1,806,180	kg	454	(8市町村) 3,977,280	1,786	1,642,500	kg 3,977,280
胆振	2,150	2,033,060	kg	448	(7市町村) 4,533,853	2,145	1,991,660	kg 4,533,853
日高	1,198	1,390,000	kg	455	(5市町村) 3,056,128	1,198	1,338,220	kg 3,056,128
十勝								
網走	557	1,050,000	kg	407	(2市町村) 2,582,480	536	1,011,120	kg 2,582,480
留萌	926	1,846,200	kg	467	(3市町村) 3,950,351	926	1,844,400	kg 3,950,351
計	38,354	54,928,260	kg	474	(59市町村) 115,835,398	38,164	52,129,520	kg 115,835,398

資料：北海道農務部農業対策室調べによる。

(注) \*契約基準単収に共済単収を使用している市町村数。

表12 道内産他米販売先

単位変形加工品：精米トン  
丸玄米：玄米トン

区分	販売先	59年産	60年産	61年産	備考
変形加工品	北海道酒造	1.98	3.99	0.00	しょうちゅう用
	北海道米菓	1,143.33	1,595.82	1,497.60	米菓製粉用15組合
	全国穀類北海道	134.46	413.70	276.27	
	北海道製粉	154.26	225.00	222.18	小麦粉混入
	北海道味曾醤油 (員外)	1,944.45	3,484.56	2278.53	
	札幌酒精株	10.05	23.31	25.11	しょうちゅう用
	中村食品株	3.60	13.89	0.00	
	株こくせん	12.03	18.09	18.63	
	川中食品株	1.86	2.19	1.26	
	田村食品株	9.69	14.31	15.00	こうじ用
	㈲池下本店	25.80	43.38	45.36	
	鈴木商店	29.13	45.90	40.62	
	沼田こうじ店	10.74	17.31	17.82	
	工藤醸造店	7.71	16.50	13.59	
員外	小林醸造店	5.61	8.40	0.00	
	岩崎敬一	4.62	8.01	8.52	
	佐藤こうじ店	10.98	15.90	16.20	
	伊藤元三郎	20.34	31.59	27.00	
	員外計	152.16	258.78	229.11	
変形加工品計		3,530.64	5,981.85	4,503.69	
丸玄米	北海道米菓	313.23	422.82	422.82	
	北海道酒造	78.78	133.44	132.96	
丸玄米計		392.01	556.26	555.78	
総計		3,922.65	6,538.11	5,059.47	

資料：全農札幌支所米穀部調べによる。

表13は全国と道内の用途別販売実績を示したものである。道内変形加工品のうち、第1位が味噌で第2位が穀粉そして第3位がこうじとなっており、ほぼ味噌と穀粉の原材料用として約80%以上が消費されている(59~60年産)。ところが全国レベルにおいては、1位と2位は変わらないが3位に米菓があがっており、こうじは9位となっている(道内は第3位)。道内のこうじ原材料使用量は約447精米トン、全国では約767精米トンが使用されており、全国のおよそ58%が道内で生産されていることになる。

丸玄米は、全国ではアルファ化米・玄米茶・味噌・ビタミン米等に消費されているが、道内の丸玄米の用途は主として玄米茶用が80%を占めており、残り20%がアルファ化米である。ここに道内産の丸玄米がどの用途に用いられているかの特徴をみることができよう。

### 3. 他用途利用米の移出先

次に北海道で生産された他用途利用米の移出先をみていくことにする(表14参照)。

59年産の移出先は、大阪の12,136玄米トンを筆頭に東京9,656玄米トンが第2位を占めている。第3位には札幌支所4,761玄米トンをみることができる。

表 13 他用途利用米用途別販売実績表

変形加工品：精米トン

丸 玄 米：玄米トン

区 分	用 途 名	59 年 产				60 年 度			
		全 国		北 海 道		全 国		北 海 道	
		数 量	比 率	数 量	比 率	数 量	比 率	数 量	比 率
変 形 加 工 品	味 曾	52,624.68	39.56	1,784.91	47.91	75,549.90	37.02	2,975.01	47.14
	燒 酪	14,855.43	11.17	16.14	0.43	5,508.942	12.50	27.30	0.43
	米 菓	24,402.72	18.34	34.50	0.93	37,958.49	18.60	30.00	0.48
	穀 粉	31,998.66	24.05	1,263.69	33.92	50,681.10	24.83	2,155.47	34.16
	菓 子	762.60	0.57			833.70	0.41		
	こ う じ	766.92	0.58	446.97	12.00	1,338.66	0.66	844.08	13.38
	甘 酒	1,230.00	0.92			2,165.46	1.06		
	も ろ み	305.49	0.23	25.08	0.67	555.75	0.27	35.58	0.56
	玄 米 茶	499.98	0.38			549.30	0.27		
	小 麦 粉 混 入	3,256.26	2.45	154.26	4.14	5,135.67	2.52	243.00	3.85
丸 玄 米	食 酢	1,160.19	0.87			1,619.55	0.79		
	味 淋	801.54	0.60			1,695.06	0.83		
	醬 油	126.57	0.10			142.11	0.07		
	調 味 料	108.78	0.08			157.35	0.08		
	そ の 他	134.34	0.10			199.68	0.10		
	計	133,034.16	100.00	3,725.55	100.00	204,090.72	100.0	6,310.44	100.00
	味 曾	3,673.56	16.40			5,119.29	16.62		
	米 菓	13.08	0.06			299.61	0.97		
	穀 粉	9.00	0.04						
	菓 子	327.90	1.46			606.21	1.97		
丸 玄 米	こ う じ	655.56	2.93			1,232.13	4.00		
	玄 米 茶	4,655.43	20.79	313.20	79.90	6,657.00	21.61	422.82	76.01
	食 酢	293.82	1.31			93.90	0.30		
	アルファ化	10,714.02	47.85	78.78	20.10	14,313.36	46.46	133.44	23.99
	ビタミン米	2,030.28	9.07			2,453.94	7.96		
	そ の 他	20.46	0.09			34.98	0.11		
	計	22,393.11	100.00	391.98	100.00	30,810.42	100.00	556.26	100.00

資料：全農札幌支所調べによる。

60年産は1位には59年産同様大阪16,015玄米トン、第2位に福岡13,061玄米トンが浮上した。3位も前年同様に札幌8,310玄米トンが占めている。さて、61年産（予定）をみると、59年・60年と1位を占めていた大阪に変わり、福岡支所が第1位を占めた（14,935玄米トン）。しかし、2位の大坂（14,783玄米トン）との差は152玄米トンと僅少である。

60年産と61年産を比べると、大阪・福岡の両支所がともにおよそ1万3千玄米トンを越える移入高となっている。大阪支所を構成する県で最大量を占めるのは、兵庫県である。2年間の平均は約1万玄米トンとなっている。ところで道内他用途利用米の自家消費はどのようにになっているであろうか。札幌支所扱いをみると、平均しておよそ6,400玄米トンであり、他支所内の県と比べてもかなりの自家消費と言えよう。

表 14 北海道産他用途利用米購入支所別実績

(単位：玄米トン)

全 農 支 所 別		59 年 産 (実績)	60 年 産 (実績)	61 年 産 (年間計画)
札	幌	4,761	8,310	6,120
東	京	9,656	8,169	7,377
名	古	937	5,436	6,324
大	阪	12,136	16,015	14,783
福	岡	1,512	13,061	14,935
合	計	29,002	50,991	49,539

資料：全農札幌支所資料により作成。

- 注1. ホクレン扱いの他用途利用米である。  
 2. 61年産については計画による数字である。  
 3. 大阪支所内兵庫県の推移は、59年度9,512玄米トン、60年度11,084玄米トンである。61年度については調査時に県別で数字をとらえることはできなかった。  
 4. 支所内の県で兵庫について移入の多い県（北海道をのぞく）は、59年産、新潟（東京支所）4,042玄米トン。60年産、鹿児島（福岡支所）8,881玄米トン。

#### 4. 62年産他用途利用米の生産予定

最後に62年産の他用途利用米の生産予定について若干述べていくこととする。

62年度から水田農業確立対策前期にはいり、他用途利用米生産の拡大が計画されている（表15参照）。水田利用再編第3期対策と異なる点は、アルコール添加減少用3.0万トンとあられ用等（もち米）3.3万トンがあらたに増やされたことである。他用途利用もち米は、国内産米による完全自給を図ることを目的に水田農業確立対策において、ワキシー・スターチ（もちとうもろこし澱粉）等の代替として他用途利用もち米に取り組むこととなった。とくに、あられ用等（もち米）があらたに3.3万トン増やされた事情は、61年産のもち米が供給不足となり、タイ・台湾・韓国・アメリカ等からあられ製品原料や代替品が6万トンも輸入されたことから、水田農業確立対策では、国内産米によって完全自給を図るために、ワキシー・スターチや米穀粉調整品におきかわるものとして、他用途利用もち米に取り組むこととなった<sup>(6)</sup>。こうした水田農業確立対策を受けて道内における他用途利用米生産予定数量はどのように計画されているのか「昭和62年度他用途利用米生産予定数量前年比較表」（表16）によってみていくことにする。

この表は釧路・根室・宗谷支庁を除いた11支庁別の62年の予定数量を示したものである。道内では、生産予定数量64,250トンが計画されている。その内訳をみると、みそ・せんべい用等ならびにアルコール添加減少用が56,750トン、あられ用等（もち米）が7,500トンとなっている。

空知・上川の生産予定数量を合計すると道内他用途利用米生産の60%を占めるのは、いつもとのおりである。前年と異なる特徴といえるのは、もち米の生産（他用途利用もち米）があらたに7,500トン加えられたことであろう。ただ特筆すべきは、網走がうるち米生産を全廃してもち米生産に切り換えたことである。そこで道内のもち米生産地域をみていくと、先ず網走支庁で2,380トンのもち米の生産を担う市と町は次のとおりである。訓子府町・北見市・端野町・美幌町・女満別町等各生産地域を挙げることができる。上川支庁では4,440トンのもち米生産を予定しているが、これを美深町・名寄市・風連町・下川町・士別市が生産の責任を担う。空知支庁では沼田町・北竜町が、後志では黒松内町が、渡島では上磯町が、十勝では池田町・音

表 15 水田農業確立対策前期における他用途利用米の生産予定数量

用 途	生 产 予 定 数 量
みそ, せんべい用等	おおむね 28.5万トン (27万トン)
アルコール添加減少用	おおむね 3.0万トン ( 0 )
あられ用等 (もち米)	おおむね 3.3万トン ( 0 )
合 計	おおむね 34.8万トン (27万トン)

資料：北海道農務部より。原典は「水田農業確立対策及び食糧管理制度の改善大綱骨子」。

注：( ) 内は、水田利用再編第3期対策における生産予定数量である。

表 16 昭和62年産他用途利用米生産予定数量前年比較表

区 分	61年生産予定数量			62年生産予定数量			増 減		
		うち うるち	うち もち		うち うるち	うち もち		うち うるち	うち もち
石 狩	5,770トン	5,770トン	-トン	6,500トン	6,500トン	-トン	730トン	730トン	-トン
空 知	21,870	21,870	-	24,990	24,750	240	3,120	2,880	240
上 川	14,780	14,780	-	17,620	13,180	4,440	2,840	▲1,600	4,440
後 志	1,930	1,930	-	2,310	2,250	60	380	320	60
桧 山	1,870	1,870	-	2,170	2,170	-	300	300	-
渡 島	1,560	1,560	-	1,900	1,720	180	340	160	180
胆 振	2,070	2,070	-	2,410	2,410	-	340	340	-
日 高	1,440	1,440	-	1,750	1,750	-	310	310	-
十 勝	-	-	-	60	-	60	60	-	60
網 走	1,050	1,050	-	2,380	-	2,380	1,330	▲1,050	2,380
留 萌	1,810	1,810	-	2,160	2,020	140	350	210	140
全 道	54,150	54,150	-	64,250	56,750	7,500	10,100	2,600	7,500

資料：全農札幌支所調べによる。

更町が、そして留萌では遠別とそれぞれの地域で全道の他用途利用もち米の生産予定数量7,500トンを生産することになっている<sup>(7)</sup>。

- (1) 1984年8月の韓国米の返還問題を契機として、農業団体より59年産（1984）の他用途利用米は全量主食用として買い上げる要望が出された。それは、他用途利用米制度の趣旨が農業団体内部においても徹底しておらず、他用途利用米が一律割り当てを行う場合が多かったことなど他用途利用米制度に対する農業団体の危惧のあらわれであると思われる（中山昇「最近の米穀事情」田中勉監修『米穀の流通と管理』地球社、1985、368～369ページ）。
- (2) 『図説：農業白書』（1984年度版）農林統計協会、1985、73～75ページ参照。
- (3) 水田利用再編第3期対策の中で生産が始まった他用途利用米は、国から1トン7万円の助成を加えても農家の手取は1俵（60キログラム）につき1万800円程度であり主食用米1万8千円前後と比較しても、その差は大きい。そこで主食用米生産農家が一定の金額を出し合って、他用途利用米の農家手取りに上積みするのが「とも補償」である。道外では農家・第1次集荷業者（農協）・第2次集荷業者（県経済連）が決められた金額を出し合って原資を作る形態をとっている。また道内では、自治体（道）が関与しているのが特徴である。ただ自治体が米に対してストレートに助成するのは問題もあり、具体的には流通にかかる費用を助成するような形態をとり、最終的には農家の手取りが増えるようになっている（『北海道新聞』朝刊、1984・2・18より）。
- (4) 『図説：農業白書』（1985年度版）農林統計協会、1986、73～74ページ参照。
- (5) 同前書（1986年度版）、1987、16～17ページ、ならびに234ページ参照。
- (6) 「もち米契約栽培制度の取り組み」（全農パンフレット）参照。
- (7) 道内におけるもち米生産地域については、全農札幌支所米穀部調査による。

## V むすびにかえて

以上、昭和59年～62年（62年に関しては計画）の道内他用途利用米の生産と流通動向についてその推移を考察してきた。他用途利用米はあくまでも食管のワクの中で位置づけられているものであり、水田利用再編対策の一環として転作等目標面積の内数で生産するものである。

北海道は全国と比べると転作率が高い。昭和62年は48%，前年は44%の転作率である（北海道新聞、朝刊、1988.3.16）。これは北海道の米作の農家にとって深刻な問題である。こうした状況下においてすでに生産が行われた59年～61年の他用途利用米の生産増は何を意味しているのであろうか。以下、若干のコメントを付してむすびにかえたい。

たしかに、他用途利用米は主食用と比べたら安いが土地にあった米を作ることができるということと、なによりも、従来の米の機械を使用することが可能であり、転作のマメや野菜を作るよりは、新しく設備投資をせずに他用途利用米の作付けを増やすことができる等のメリットも無くはないと言われている。しかしながら、いまや米作り農家にとって転作が限界にきていく状況にあり、これ以上水田面積を減らしたくはないし、また転作よりは米を作りたい。従って、他用途利用米の生産増も止むを得ないというのが実情であり、生産増の意味するところであると言えよう。ただ62年度からの水田農業確立対策を受けて、北海道における米作北限地における稻作生産を守る戦略作物として、網走がうるち米から他用途利用もち米へ変換し、その生産に乗り出したことは他府県がもち米生産を好ましく思わず、やむをえず北海道がその生産を引き受けたという状況にあったとしても積極的に評価すべきであろう。

1980年代に入って、世界の穀物生産が過剰傾向を呈し、米の輸出国である米国・タイが大量の国内在庫を抱えたことによって、米の国際価格が下落している中で、もし加工原材料用として米が輸入される事態が生じでもしたら、他用途利用米どころではなく、日本の米の生産と流通そのものに支障をきたす（北海道新聞、朝刊、1986・11・18）。米の輸入自由化問題、とくに加工用の自由化要求に対してどのように対応していくか、今後の大きな課題であろう。

（本稿は昭和60年度札幌大学研究助成費による。）